

蒲郡市民病院医事業務に係る公募型プロポーザル実施要領

蒲郡市民病院医事業務の内容並びに同業務に係る公募型プロポーザルの各種手続、要件及び審査等の内容については、次のとおりとする。

第1 業務の目的

本件プロポーザルは、蒲郡市民病院における患者サービスの向上及び業務の効率化を図り、病院経営の健全化に資するため医事業務を委託する業者の選定を目的とするものである。

第2 業務の概要

1 業務名

蒲郡市民病院医事業務委託

2 業務委託場所

蒲郡市平田町向田1番地1 蒲郡市民病院

3 業務内容

(1) 内容

別紙「蒲郡市民病院医事業務仕様書」のとおり

(2) 概要

ア 全病床数 382床

イ 診療科目 30科

ウ 患者数 入院 301人/日、外来 629.5人/日

エ レセプト件数 入院 860件/月、外来 7,800件/月

※患者数、レセプト件数については令和7年度実績からの月平均値。

4 業務期間

令和8年10月1日から令和11年9月30日まで

※3年間の長期継続契約

5 契約上限金額（3年間の長期継続契約全体の契約上限金額）

金908,687,700円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

6 業者選定方法

公募型プロポーザル方式で行う。選定委員会において参加表明書等を審査するとともに、企画提案書のプレゼンテーション及びヒアリング審査を実施し、評価点数に順じて受託候補者を選定する。

第3 担当部局

蒲郡市民病院事務局医事課 柴崎（内線 3493）・服部（内線 3432）

〒443-8501 蒲郡市平田町向田1番地1

電話：0533-66-2200（代表）

ファックス：0533-66-2308

電子メール：hospiji@city.gamagori.lg.jp

第4 参加資格要件

公募型プロポーザルに参加を希望する者（以下「参加希望者」という。）は、次のすべての要件を満たしていること。

- (1) 蒲郡市入札参加資格者名簿において、蒲郡市民病院医事業務委託の入札参加資格について登録されていること。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (3) 公募の日から契約締結日までのいずれの日においても、本市契約に係る指名停止の措置を受けていない者であること。
- (4) 「蒲郡市が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書」（平成23年4月1日付け蒲郡市長・蒲郡警察署長締結）に基づく排除措置を受けていないこと。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（会社更生法にあっては更生手続開始の決定、民事再生法にあっては再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと等、経営状態が著しく不健全である者でないこと。
- (6) 愛知県内に登記上の本店又は支店（営業所）を有する法人であること。
- (7) 愛知県、岐阜県又は三重県内の病院において医事業務の契約の実績を有すること。
- (8) 300床以上のDPC対象病院で電子カルテを導入している病院（公立・民間）と1年以上継続した医事業務の受託実績を有すること。
- (9) ISO9001、プライバシーマーク使用認証またはISMS認証を取得していること。

- (10) 業務従事者は、1年以上継続して勤務できる見込みのある者を配置できること。
- (11) 国税、県税及び市税（納期到来分）を完納している者であること。

第5 参加表明手続

1 参加表明書の提出

参加希望者は、次のとおり参加表明書及び資料（以下、「参加表明書等」という。）を提出しなければならない。

なお、期限までに参加表明書等を提出しない者又は参加資格要件に該当しないと認められた者は、このプロポーザルに参加することができない。

(1) 提出書類

ア 参加表明書（第2号様式）

イ 添付書類

(ア) 会社概要報告書（指定様式1）

(イ) 登記事項証明書

(ウ) 直近の会社業務実勢（貸借対照表/損益計算書）がわかる書類

(エ) 同種業務実績調書（指定様式2）

(オ) 300床以上のDPC対象病院及び電子カルテ導入病院と1年以上継続した医事業務の契約実績を証明する書類（任意様式）

(カ) 納期の到来した直近の国税、愛知県税及び蒲郡市税の納税証明書

(キ) ISO9001、プライバシーマーク使用認証又はISMS認証の写し

(2) 提出部数

各1部

※提出書類は全てA4サイズ 縦長・左綴（2穴）で提出すること。

(3) 提出期限

令和8年5月20日（水）から6月3日（水）午後5時必着

(4) 提出場所

【第3 担当部局】と同じ。

(5) 提出方法

担当部局に持参（土・日曜日、祝日を除く毎日午前8時30分から午後5時）又は郵送（書留郵便に限る）。

2 参加表明に関する質問

参加表明書の提出にあたり質問がある場合は、次に定めるところにより質問すること。

(1) 質問の受付場所

【第3 担当部局】と同じ。

(2) 質問の受付期間

令和8年6月15日（月）から令和8年6月29日（月）まで

(3) 質問方法

担当部局に電話連絡の上、【プロポーザルに関する質問書（指定様式5）】を作成し、電子メールで提出すること。

(4) 回答の確認方法

令和8年7月2日（木）までに、質問回答書として取りまとめ、蒲郡市民病院ホームページ（<https://gamagori-hospital.com>）上に掲載する。

3 参加資格の確認等

(1) 参加資格要件の確認及び提案書提出の要請

【第4 参加資格要件】に定める参加資格要件に該当するか確認を行い、令和8年6月15日（月）までに次に掲げる事項を記載した確認結果通知書を通知する。併せて、参加資格要件を有する者に、提案書の提出を依頼する。

ア 参加資格を有すると認めた者にあつては、参加資格がある旨及び提案書の提出を要請する旨

イ 参加資格を有しないと認めた者にあつては、参加資格がない旨及びその理由並びに所定の期限までに理由について説明を求めることができる旨

(2) 参加資格を有しないと認めた者は、その理由について、次のとおり書面（様式は任意）により市長に対し説明を求めることができる。

ア 提出期間

令和8年6月26日（金）までの休日を除く午前9時から午後5時まで

イ 提出場所

【第3 担当部局】と同じ。

ウ 提出方法

持参によること。（郵送、ファックス又は電子メールによるものは受け付けない。）

- (3) 市長は、上記(2)の説明を求められたときは、令和8年7月3日(金)までに説明を求めた者に対し理由説明書を通知する。

第6 提案書の作成要領

提案書の提出を依頼された者（以下、「提案者」という。）は、次に定めるところにより提案書を作成し、提出するものとする。

1 提案内容

- (1) 企画提案書（任意様式）
- (2) 業務引継ぎ（又は業務引渡し）の考え方（任意様式）
- (3) 見積金額（任意様式）
- (4) 見積金額の積算内訳

（指定様式3・3－2別表、指定様式4・4－2別表）

※委託費用の見積金額は、総額とする。

※見積金額の積算内訳については、仕様書に記載してある業務に対する見積額と配置人数（指定様式3・指定3－2別表）と、その他の提案内容に対する見積額と配置人数（指定様式4、指定様式4・2別表）を分けて作成すること

2 提出方法等

(1) 提出期限

令和8年6月15日（月）から令和8年7月9日（水）午後5時必着

(2) 提出場所

【第3 担当部局】と同じ。

(3) 提出方法

担当部局に持参（土・日曜日、祝日を除く毎日午前8時30分から午後5時）又は郵送（書留郵便に限る。）とする。

(4) 提出部数

正本1部、副本10部、電子ファイル1部（提出書類をCD等に保存）

※提出書類は、カラー印刷（両面印刷不可）とし、原則としてA4サイズ 縦長・左綴（2穴）により提出すること。ただし、企画提案書においてフロー図やイメージ図等の作成に限り、A3版を折りたたんで使用しても差し支えない。

※文字のフォント及びサイズは、原則としてMS明朝12ポイントとし、MicrosoftWord又はExcelにより作成すること。ただし、定められた様式については、それに従うこと。

3 提案書等の著作権等の取扱い

- (1) 提案書等の著作権は、当該提案書等を作成した者に帰属するものとする。
- (2) プロポーザル方式の手続及びこれに係る事務処理において必要があるときは、提出された提案書等の全部又は一部の複製等を行うことができるものとする。
- (3) 提案者から提出された提案書等について、蒲郡市情報公開条例(平成10年蒲郡市条例第1号)の規定による請求に基づき、第三者に開示することができるものとする。

4 提案書作成に関する質問

提案書の作成にあたり質問がある場合は、次に定めるところにより質問すること。

(1) 質問の受付場所

【第3 担当部局】と同じ。

(2) 質問の受付期間

令和8年6月15日(月)から令和8年6月29日(月)まで

(3) 質問方法

担当部局に電話連絡の上、質問書(指定様式5)をファックス又は電子メールにより提出すること。

(4) 回答

令和8年7月2日(木)までに、質問回答書として取りまとめ、蒲郡市民病院ホームページ(<https://gamagori-hospital.com>)上に掲載する。

5 院内見学

- (1) 提案書提出者が本プロポーザルに係る企画提案書の作成及び委託額の見積りに必要な場合、病院運営に支障のない範囲内で院内見学を許可する場合がある。
- (2) 当院内の見学を希望する提案書提出者は、院内見学申込書(指定様式6)に必要事項を記入の上、【第3 担当部局】に提出し、許可を得ること。

なお、院内見学申込書の提出方法及び受付期間は、「質問書」と同じとする。

- (3) 院内見学時において、提案書提出者からの質問に対して現委託業者を含めた当院職員が回答した内容については、その内容を保証するものでなく、プロポーザルに関する質問書（指定様式5）に対する回答をもって正式なものとするので留意すること。

ア 開催日時

令和8年6月15日（月）から令和8年6月29日（月）の間で日時を調整する。

イ 参加人数等

原則として各者1度に限り、3名以内で1時間以内とする。

※状況により院内見学に制限が生じる場合もあります。

※参加者においては必要な感染防止対策に努めること。

第8 失格事項

次のいずれかに該当した者は、その者を失格とする。

- 1 参加資格要件を満たしていない場合
- 2 提出書類に虚偽の記載があった場合
- 3 実施要領等で示された、提出期限、提出場所、提出方法、書類作成上の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合
- 4 契約上限金額を超える提案をした場合
- 5 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合

第9 提案書の審査及び評価

1 選定委員会の設置

提案書の審査、評価及び受託候補者の特定を行うため、蒲郡市民病院医事業務委託プロポーザル選定委員会（以下、「選定委員会」という。）を設置する。

2 プレゼンテーション等の実施

選定委員会において、提案内容をより理解するため、提案書に係るプレゼンテーション及びヒアリングを次のとおり行う。

なお、提案者が5者以上の場合は、提案書の審査を事前に行い、選定委員会において選定された者についてのみプレゼンテーション等を行う。

(1) 実施方法

ア 提出された企画提案書に基づき1社35分（プレゼンテーション20分、質疑応答15分）のヒアリングを行う。順番については、企画提案書の提出順とする。

イ 発表用パソコンについては、提案者の持込みとする。ただし、プロジェクターについては、当院のものを利用（HDMI ケーブル・RGB ケーブル対応）すること。

ウ 提案追加資料の配付は禁止するが、提出された提案書と同一の図案や写真を用いた説明用パネル等の使用は可能とする。

エ プレゼンテーション等の説明者は、補助者を含めて3名までとする。

オ 欠席をした場合は、提案書の審査、評価及び特定から除外する。

(2) 実施日及び場所

令和8年7月29日（水） 蒲郡市民病院 講義室（2階）

※時間等の詳細については、別途通知する。

3 審査項目及び評価基準

(1) 主な評価項目は、次のとおりとする。選定委員が審査・採点を行い、各選定委員の採点の合計で最高得点の者を選定する。

ア 第1次審査（書類審査）

(ア) 会社・事業所の概要

(イ) 同種業務実績

- ・ 契約先医療機関の規模及び件数
- ・ 受託医療機関の契約範囲、配置人員（常勤換算）の状況
- ・ DPC 実施病院受託実績
- ・ 電子カルテ実施病院受託実績

イ 第2次審査（企画提案書・プレゼンテーション及びヒアリング）

(ア) 業務実施方針

- ・ 業務実施方針、提案事項の概要
- ・ 蒲郡市民病院における課題と対応策

(イ) 業務実施体制

- ・ 組織の管理体制、人員配置
- ・ 人員確保対策

(ウ) 業務提案・実施計画

- ・ 診療報酬請求事務対策
- ・ 患者サービス向上対策
- ・ 研修、教育体制
- ・ 未収金対策
- ・ 病院運営、収益確保におけるアドバイス能力

- ・災害時、非常時などにおけるバックアップ体制
- ・当院に向けての独自提案
- ・業務引渡し・引継ぎ体制

(エ) 委託料見積金額

- (2) 最高得点の者が同点の場合は、見積金額の安価な者を選定する。
- (3) 第2次審査の結果は、提案書提出者に「結果通知書」により通知する。

提案書及びプレゼンテーション等により、次の審査項目について、別紙で示す評価基準に基づき審査及び評価を行う。

4 受託候補者の特定方法

選定委員会において、【3 審査項目及び評価基準】を踏まえ、受託候補者の特定を行う。各選定委員の採点の合計で最高得点の者を受託候補者として特定する。ただし、最高得点の提案者が2者以上いるときは、選定委員会において、各委員の採点結果を踏まえた上で、合議により受託候補者を特定する。

なお、プロポーザルに参加する者が1社である場合においても、原則としてプロポーザルを実施するものとする。また、選定委員会の審議により、当該業務の内容に適合した履行の確保が見込めないと判断した場合には、受託候補者を特定しない。

5 審査結果の通知

- (1) 受託候補者を特定したときは、速やかに提案者に対し、次の事項を通知するものとする。

ア 受託候補者名

イ 受託候補者にあつては、今後の契約手続の手順等

ウ 受託候補者とならなかった者にあつては、その理由及び所定の期限までに理由について説明の要求

- (2) 受託候補者とならなかった者は、その理由について、次のとおり書面(様式は任意)により市長に対し説明を要求することができる。

ア 提出期間

上記(1)の通知した日から7日間の休日を除く午前9時から午後5時まで

イ 提出場所

【第3 担当部局】と同じ。

ウ 提出方法

持参によること。(郵送、電子メール又はファクシミリによるものは受け付けない。)

(3) 市長は、上記(2)の説明を要求されたときは、要求された日から7日間以内に説明を求めた者に対し理由説明書を通知する。

6 特定結果の公表→(第11 その他 9 消す)

受託候補者と契約を締結したときは、蒲郡市ホームページ内で次の事項を公表するものとする。

- (1) 業務名
- (2) 業務内容及び業務期間
- (3) 受託者の名称及び所在地

第10 契約に関する基本事項

1 契約の締結

審査が終了し、受託候補者の決定後直ちに、選定された提案書提出者と業務委託契約(委託業者が変更になる場合は、引継期間における契約等を含む。)の締結に向け交渉を開始する。

契約内容は、仕様書及び企画書に基づき決定するが、協議の上で仕様書の内容を変更する場合がある。

また、最優秀者決定後、3週間以内に契約内容の合意に至らなかった場合には、次点の応募者との交渉を開始するものとする。

2 契約保証金

蒲郡市契約規則第26条の規定による。

3 契約書作成の要否

要する。

4 支払条件

完了払いとする。

第11 その他

1 本プロポーザルは、蒲郡市プロポーザル方式実施要綱に基づき実施する。

2 選定委員会委員及びその家族が関係する事業所等に所属する者は参加できない。

3 企画提案書等を提出したものが選定委員会委員又は関係者と本業務に関する接触を求めたときは失格とする。

4 企画提案書等が次のいずれかに該当する場合には無効となる場合がある。

- (1) 提出方法、提出先、提出期限に適合しないもの
- (2) 指定する様式及び記載上の留意事項に示された条件に適合しないもの
- (3) 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの
- (4) 記載すべき事項以外の内容が記載されているもの
- (5) 提出書類に虚偽の記載があるもの又は盗用した疑いがあると審査委員会が認めたもの。

なお、契約後に事実関係が判明した場合においても同様とする。

5 提出書類は、審査に必要な範囲において複製することができるものとし、返却はしない。また、参加者において、提出された書類を雑誌、広報誌、その他一般の閲覧に供する場合は、事務局の承諾を得ること。

6 企画提案書等は、提出後の差替え及び再提出は認めない。

7 審査の審査結果は、原則として公表する。

8 審査におけるプレゼンテーション及びヒアリングは非公開とする。

9 提出された企画提案書等は、必要に応じて公開する。

10 蒲郡市民病院の概要については、仕様書に記載のあるもののほか、蒲郡市民病院ホームページで確認すること。

11 手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

12 参加表明及び提案に係る書類作成及び提出に要する費用は、提出者の負担とする。

第12 スケジュール

本プロポーザルの実施スケジュールは、次のとおりである。

実施内容	実施期限又は期日
公告 (病院ホームページにも掲載)	令和8年5月20日(水)
参加表明書作成に関する質問期間	令和8年5月20日(水)～令和8年5月29日(金)午後5時まで
参加表明書の提出期限	令和8年6月3日(水)午後5時必着
提案資格確認結果通知	令和8年6月12日(金)
提案書作成に関する質問期間	令和8年6月15日(月)～令和8年6月29日(月)午後5時まで
院内見学申込み期間	令和8年6月15日(月)～令和8年6月29日(月)午後5時まで
提案書作成に関する質問に対する最終回答の掲載	令和8年7月2日(木)
提案書提出期限	令和8年7月9日(木)午後5時必着
プレゼンテーションの実施	令和8年7月29日(水)
契約締結	令和8年8月7日(金)